

図表 3-29 ケース別道府県民税と市町村民税の所得割増額

ケース番号	ケース内容	増加額（億円）		
		道府県 民税	市町村 民税	合計
ケース1	公的年金等控除を全廃する	2,584	6,492	9,076
ケース2-A	定率控除を廃止し現行の定額控除のみとして、その水準を最低保障額とする（65歳以上：100万円 65歳未満：50万円）	527	1,325	1,852
ケース2-B	定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げる（65歳以上：140万円 65歳未満：70万円）	156	393	549
ケース2-C	定率控除を廃止して、老齢基礎年金満額レベルを最低保障額とした定額控除とする（年齢によらず80万円）	606	1,523	2,129
ケース3-A	公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする	436	1,095	1,530
ケース3-B	定率控除部分の控除率を引き下げる	124	310	434
ケース3-C	65歳以上と65歳未満の控除を等しくする	345	866	1,211
ケース4-A	1,000万円の所得制限（老年者控除などの所得制限と同一水準）を導入する	58	145	203
ケース4-B	500万円の所得制限を導入する	174	436	610
ケース5-A	定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げ、さらに500万円の所得制限を導入する	321	807	1,128
ケース5-B	定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除相当額までとし、さらに500万円の所得制限を導入する	662	1,664	2,326

## (5) 国民健康保険の保険料（税）への影響

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の国民すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。保険者は、市町村（特別区を含む。以下同様）と国民健康保険組合であり、事業に要する費用は、保険料（税）、国庫支出金、保険基盤安定繰入金で構成されている。

保険料（税）の課税方式としては、4方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式）、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式）、2方式（所得割、被保険者均等割を組み合わせる方式）のいずれかに従い、課税総額に対する割合（図表3-30）を標準として、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額を算定し、これを基にして被保険者世帯に対する課税額を算定する。

また、所得割額の算定方法としては、旧ただし書方式、本文方式、所得割方式がある（図表3-31）。

図表3-30 課税額算出の組み合わせ及び課税標準割合

方式	課税額算出の組み合わせ	課税標準割合	
4方式	所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割	所得割	40%
		資産割	10%
		被保険者均等割	35%
		世帯平等割	15%
3方式	所得割、被保険者均等割、世帯別平等割	所得割	50%
		被保険者均等割	35%
		世帯平等割	15%
2方式	所得割、世帯別平等割	所得割	50%
		被保険者均等割	50%

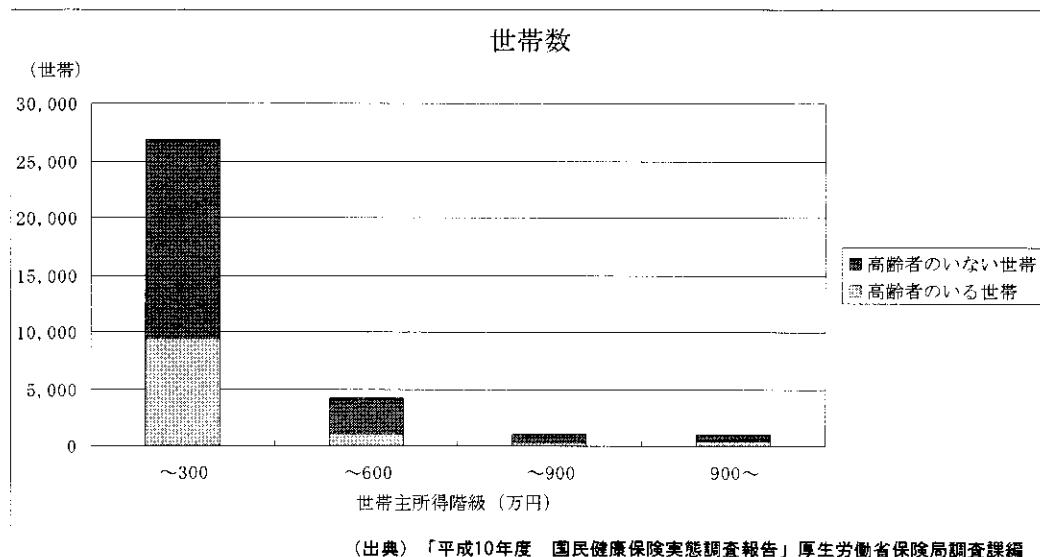
図表3-31 所得割額の算定方法

方式	算定方法
旧ただし書方式	一般被保険者にかかる地方税法第314条の2第1項に規定する総所得額（青色事業専従者給与控除、事業専従者給与控除及び雑損失繰越控除の規定は適用せず、給与所得を含む場合にはその額に100分の5を乗じた額（その額が2万円を超えるときは2万円）を控除した額をいう）及び山林所得金額の合計額（同法附則第34条及び第35条に規定する長期又は短期譲渡所得がある場合にはこれらの額を加えた額）から同法第314条の2第2項の規定による基礎控除をした後におけるこれらの額の合計額に按分して算定する。
本文方式	一般被保険者にかかる地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額（同法附則第34条及び第35条に規定する長期又は短期譲渡所得がある場合にはこれらの額を加えた額）から同項各号に規定する各種控除及び同条第2項の規定による基礎控除をした後におけるこれらの額の合計額に按分して算定する。
所得割方式	市町村民税の所得割額（退職所得に係る所得割額を除く）に按分して算定する。

ここではデータの制約から70歳以上の被保険者を高齢者と定義し、全世帯を高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯に分類した（図表3-32）。

国民健康保険被保険者世帯の所得分布は、300万円未満が最も多く、全体の8割程度を占めていて、そのうち高齢者のいる世帯は3分の1程度である。他の世帯主所得階級についても、各所得階級に属する世帯のうち高齢者のいる世帯は3～4割程度となっている。

図表3-32 高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯の世帯数分布



公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給世帯の所得が増加（減少）するため、保険料（税）の所得割課税対象額へ影響を与える。しかし、保険者からみると、必要とする合計の保険料（税）の所得割相当金額は一定であるので、所得割課税対象額が増加した世帯は保険料（税）も増え、減少した世帯は減るという関係が成り立つ。ここでは、高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯のそれぞれについて、一世帯あたり保険料（税）の影響額を推計する（図表3-33）。

なお、本推計はマクロ指標を用いて行っているため、公的年金等受給者の個別の状態（例：減免対象世帯か否か）や国民健康保険の保険料（税）算出方法の細かい部分（例：賦課限度額を超えてるか否か）は反映されていない。しかし、おおよその傾向把握は可能であると思われる。

まず入手可能なデータから、世帯数、課税対象額、所得割算定額の現状分布を推計する。

Step1で、高齢者のいる世帯数の全世帯数に対する割合を計算（「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生労働省保険局調査課編）し、Step2で、保険料（税）の賦課方式別所得割相当額算定方式別の世帯数（「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生労働省保険局調査課編）に乘じることにより、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数を推計する。ここで、「賦課方式」とは、4方式、3方式、2方式の3種類を意味し、「所得割相当額算定方式」とは、旧ただし書方式、本文方式、所得割方式、その他方式の4種類を意味し、「世帯類型別」とは、高齢者のいる世帯、高齢者のいない世帯の2通りを意味する。Step2と同様に、Step3とStep4で、それぞれ賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別課税対象額と賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別所得割算定額を推計する。

次に公的年金等控除の見直しによる、国民健康保険の保険料（税）の課税対象額分布の変動と所得割算定額分布を推計する。

Step5で、公的年金等控除の見直しによる所得変動額に、国民健康保険の課税対象世帯数合計の、全世帯数（「平成10年度 国民生活基礎調査」厚生労働省）に対する割合を乗じ、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数分布（Step2）で按分する。これに、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割課税対象額の分布（Step3）を加算して、公的年金等控除見直し後の課税対象額分布を推計する。

Step6で、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額分布（Step4）を世帯類型について合計した値を、公的年金等控除見直し後の課税対象額分布（Step5）を世帯類型について合計した値で割って、公的年金等控除見直し後の平均按分率を求める。

Step7で、公的年金等控除見直し後の課税対象額分布（Step5）に公的年金等控除見直し後の平均按分率（Step6）を乗じて、公的年金等控除見直し後の賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を推計し、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類

型別世帯数(Step2)で割って、1世帯あたり所得割相当額保険料の変動額を求める(Step8)。

図表3-33 国民健康保険の保険料(税)の所得割相当額推計フロー(1/2)

Step	処理項目	内容
1	高齢者のいる世帯の全世帯に対する割合	高齢者のいる世帯数合計の全世帯数に対する割合を計算する(「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編)。
2	世帯数分布	保険料(税)の賦課方式別 <sup>*1</sup> 所得割相当額算定方式別 <sup>*2</sup> の世帯数(「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編)に、Step1で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別 <sup>*3</sup> の世帯数を推計する。
3	課税対象額分布	保険料(税)の賦課方式別所得割相当額算定方式別の所得割課税対象額(「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編)に、Step1で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割課税対象額を推計する。
4	所得割算定額分布	保険料(税)の賦課方式別所得割相当額算定方式別の所得割算定額(「平成10年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編)に、Step1で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を推計する。
5	公的年金等控除見直し後の課税対象額分布	公的年金等控除の見直しによる所得変動額(図表3-5 Step7)に、国民健康保険の課税対象世帯数合計の、全世帯数(「平成10年度 国民生活基礎調査」厚生労働省)に対する割合を乗じ、Step2で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数分布で按分する。これに、Step3で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割課税対象額の分布を加算して、公的年金等控除見直し後の課税対象額分布を推計する。
6	公的年金等控除見直し後の平均按分率	Step4で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を世帯類型について合計した値を、Step5で求めた公的年金等控除見直し後の課税対象額分布を世帯類型について合計した値で割って、公的年金等控除見直し後の平均按分率を推計する。

図表3-32 国民健康保険の保険料（税）の所得割相当額推計フロー（2／2）

Step	処理項目	内容
7	公的年金等控除見直し後の所得割算定額分布	Step5で求めた公的年金等控除見直し後の課税対象額分布にStep6で求めた公的年金等控除見直し後の平均按分率を乗じて、公的年金等控除見直し後の賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を推計する。
8	公的年金等控除見直し後の1世帯あたり所得割相当額保険料の変動額	Step7で求めた公的年金等控除見直し後の賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を、Step2で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数で割つて、1世帯あたり所得割相当額保険料の変動額を推計する。

※1：4方式、3方式、2方式の3種類

※2：旧ただし書方式、本文方式、所得割方式、その他方式の4種類

※3：高齢者のいる世帯、高齢者のいない世帯の2種類

試算の前提条件のそれぞれについて、上記 Step1 から Step8 を実行し、国民健康保険保険料（税）の一世帯あたり所得割相当額の変動額を試算した（図表3-33）。

なお、実際に公的年金等受給者が保険者から請求される保険料（税）は保険料（税）調定額であるが、本推計では、保険料（税）算定額を対象にしている。これは、保険料（税）軽減額や賦課限度額を超える額や減免等による額などは、個別の被保険者世帯に依存するため、マクロデータから推計することが困難だからである。さらに現行の公的年金等控除制度において国民健康保険保険料（税）非課税の世帯についても、公的年金等控除見直しにより、課税対象となることが想定されるが、ここでは考慮していない。

公的年金等控除を全廃するケース1では、高齢者のいる世帯は、53,422円の増加（増税）で、高齢者のいない世帯は25,545円の減少（減税）となる。53,422円は実際の全国課税対象1世帯あたりの平均保険料（税）算定額の約20%に相当する。しかし、前記したように、保険者から請求される保険料（税）は、算定額ではなく、軽減額や賦課限度額を超える額や減免等による額などを控除した調定額である。現行の公的年金等控除制度において既に賦課限度額を超えており、算定額が増加しても、そのまま賦課限度額が増加するだけなので、調定額は変わらないことになる。つまり、53,422円がそのまま増加するわけではない。

また、「(4) 住民税への影響」と同様に、所得税の増加額に対する比率は、ケース1～ケース3-Cと、ケース4-A～ケース5-Bで異なっている。これは、所得税率が高い高所得者のみが所得税増加の対象となるためであると考えられる。

図表3-33 ケース別国民健康保険保険料（税）の一世帯あたり所得割相当額の変動

ケース番号	ケース内容	変動額（円／年）	
		高齢者のある世帯	高齢者のいない世帯
ケース1	公的年金等控除を全廃する	+53,422	▲25,545
ケース2-A	定率控除を廃止し現行の定額控除のみとして、その水準を最低保障額とする（65歳以上：100万円 65歳未満：50万円）	+12,640	▲6,044
ケース2-B	定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げる（65歳以上：140万円 65歳未満：70万円）	+3,860	▲1,846
ケース2-C	定率控除を廃止して、老齢基礎年金満額レベルを最低保障額とした定額控除とする（年齢によらず80万円）	+14,438	▲6,904
ケース3-A	公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする	+10,520	▲5,030
ケース3-B	定率控除部分の控除率を引き下げる	+3,059	▲1,463
ケース3-C	65歳以上と65歳未満の控除を等しくする	+8,383	▲4,009
ケース4-A	1,000万円の所得制限（老年者控除などの所得制限と同一水準）を導入する	+1,441	▲689
ケース4-B	500万円の所得制限を導入する	+4,283	▲2,048
ケース5-A	定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げ、さらに500万円の所得制限を導入する	+7,822	▲3,740
ケース5-B	定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除相当額までとし、さらに500万円の所得制限を導入する	+15,709	▲7,512

## 第4章　まとめ

### (1) 公的年金等控除の具体的見直し案に対する比較検討

本節では、現行の公的年金等控除に対する指摘事項などを踏まえた具体的な見直し案について比較検討する。検討に際しては、以下の2つの視点から分析を行う。

#### ①財政等への影響

前章で推計した、所得税および住民税への影響額と、国民健康保険料の保険料率(税)の影響額について整理する。

#### ②現行制度に対する指摘事項への対応

「第2章 現行の公的年金等控除に関する指摘事項等」で掲げた現行の公的年金等控除に対する指摘事項に対して、それぞれの見直し案がどの程度解決策と成り得るかについて検討する。

#### 1) 公的年金等控除を全廃する

##### ①財政的な影響

- ・ 所得税における増加額 約1兆2,000億円
- ・ 住民税（個人住民税）における増加額 約9,100億円
- ・ 国民健康保険の保険料（税）算定額における影響
  - （高齢者のいる世帯） 約+53,400円
  - （高齢者のいない世帯） 約▲25,500円

##### ②現行制度に対する指摘事項への対応

- ・ 公的年金等控除の全廃により、高齢者世代に対する優遇措置としては定額50万円の老年者控除のみとなり、その結果、ほとんどの所得階層において、高齢者世代の方が給与所得控除の分だけ逆に現役世代よりも税負担が重くなるという逆の不公平が生ずる。

#### 2) 公的年金等控除を定額控除の仕組みに改める

##### ①財政的な影響

- ・ 所得税における増加額 ケース2-A 約2,500億円  
ケース2-B 約 740億円  
ケース2-C 約2,800億円
- ・ 住民税（個人住民税）における増加額

ケース 2-A 約 1,900 億円  
ケース 2-B 約 550 億円  
ケース 2-C 約 2,100 億円

- ・ 国民健康保険の保険料（税）算定額における影響  
(高齢者のいる世帯)

ケース 2-A 約 +12,600 円  
ケース 2-B 約 + 3,900 円  
ケース 2-C 約 +14,400 円

(高齢者のいない世帯)

ケース 2-A 約▲ 6,000 円  
ケース 2-B 約▲ 1,800 円  
ケース 2-C 約▲ 6,900 円

## ②現行制度に対する指摘事項への対応＜視点 1 の観点＞

- ・ 世代間・世代内の負担のバランスがある程度改善するものと期待されるが、控除の水準によっては、実際に与える影響が軽微なもの（ケース 2-B）や、65 歳未満については逆に控除水準が上昇するもの（ケース 2-C）もある。

## 3) 定額+定率の仕組みを維持しつつ、全体として控除水準を引き下げる

### ①財政的な影響

- ・ 所得税における増加額 ケース 3-A 約 2,000 億円  
ケース 3-B 約 580 億円  
ケース 3-C 約 1,600 億円
- ・ 住民税（個人住民税）における増加額  
ケース 3-A 約 1,500 億円  
ケース 3-B 約 430 億円  
ケース 3-C 約 1,200 億円
- ・ 国民健康保険の保険料（税）算定額における影響  
(高齢者のいる世帯)  
ケース 3-A 約 +10,500 円  
ケース 3-B 約 + 3,100 円  
ケース 3-C 約 + 8,400 円  
(高齢者のいない世帯)  
ケース 3-A 約▲ 5,000 円

ケース3-B 約▲ 1,500円  
ケース3-C 約▲ 4,000円

②現行制度に対する指摘事項への対応<視点1の観点>

- ・ ケース3-Aについては、公的年金等控除を給与所得控除と同水準になるまで縮小するため、現役世代との負担のバランスは老年者控除の効果を除くと完全に一致することになる。
- ・ 一方、ケース3-Bについては、高齢者世代と現役世代との負担のバランスを改善しつつ、低額の年金受給者には影響を及ぼさないという利点を持っているが、①に見るとおり、財政に与えるインパクトはほとんど無い。
- ・ また、ケース3-Cについては、公的年金等控除を年齢に関係なく一律同水準にするため、ケース3-Aと同様に世代間のバランスは確保できる。

4) 公的年金等控除の適用要件に所得制限を導入する

①財政的な影響

- ・ 所得税における増加額 ケース4-A 約 890億円  
ケース4-B 約 1,800億円
- ・ 住民税（個人住民税）における増加額  
ケース4-A 約 200億円  
ケース4-B 約 610億円
- ・ 国民健康保険の保険料（税）算定額における影響  
(高齢者のいる世帯)  
ケース4-A 約+ 1,400円  
ケース4-B 約+ 4,300円  
(高齢者のいない世帯)  
ケース4-A 約▲ 690円  
ケース4-B 約▲ 2,000円

②現行制度に対する指摘事項への対応<視点2の観点>

- ・ 高額年金受給者を優遇しているとの批判に応えるものであるが、世代間バランスや年金所得以外の所得とのバランスの改善という点では、財政的な影響が小さいことから、抜本的な解決策とはならない。

5) 上記2) と4) を組み合わせる

①財政的な影響

- ・ 所得税における増加額 ケース5-A 約 2,500億円

ケース5-B 約3,900億円

- ・ 住民税（個人住民税）における増加額

ケース5-A 約1,100億円

ケース5-B 約2,300億円

- ・ 国民健康保険の保険料（税）算定額における影響

（高齢者のいる世帯）

ケース5-A 約+7,800円

ケース5-B 約+15,700円

（高齢者のいない世帯）

ケース5-A 約▲3,700円

ケース5-B 約▲7,500円

## ②現行制度に対する指摘事項への対応<視点1と2の組み合わせ>

- ・ 本案は、2)の公的年金等控除を定額控除の仕組みに改める方式と、4)の公的年金等控除の適用要件に所得制限を導入する方式の組み合わせであり、世代間・世代内のバランスが一定程度改善され、高額所得者優遇論に対する回答にもなる。

図表3-33 公的年金等控除の具体的見直し案とその評価（1／3）

具体的見直し内容		財政的影響等		指摘事項との関係
ケ-ス番号 ケ-ス1	公的年金等控除を全廃する	所得税の増加額 個人住民税の増加額	1兆2,000億円 9,076億円	・ほとんどの所得階層において、現役世代の方が高齢者世代よりも税負担が軽くなることとなり、逆に均衡を失する。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	+53,422円 ▲25,545円	
ケ-ス2-A	定率控除を廃止し現行の定額控除のみとして、その水準を最低保障額とする (65歳以上：100万円 65歳未満：50万円)	所得税の増加額 個人住民税の増加額	2,463億円 1,852億円	・世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	+12,640円 ▲6,044円	
ケ-ス2-B	定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げる (65歳以上：140万円 65歳未満：70万円)	所得税の増加額 個人住民税の増加額	739億円 549億円	・理論的には世代間・世代内のバランスが一定程度改善するはずだが、財政への影響が小さく、実際にはほとんど影響がない。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	+3,860円 ▲1,846円	
ケ-ス2-C	定率控除を廃止して、老齢基礎年金満額レベルを最低保障額とした定額控除とする (年齢によらず80万円)	所得税の増加額 個人住民税の増加額	2,829億円 2,129億円	・世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	+14,438円 ▲6,904円	・65歳以上の控除水準が大幅に下がる一方、65歳未満の控除水準は引き上げとなる。

図表3-33 公的年金等控除の具体的見直し案とその評価（2／3）

ケース番号	具体的見直し内容	財政的影響等	指摘事項との関係	
ケ-ズ3-A	公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする	所得税の増加額 個人住民税の増加額 国民健康保険の 保険料(税)算定額 高齢者のいる世帯 高齢者のいない世 帯	2,027億円 1,530億円 +10,520円 ▲5,030円	・給与所得者と同様の控除体系となることにより、世代間バランスの問題はほぼ解消する。
ケ-ズ3-B	定率控除部分の控除率を引き下げる	所得税の増加額 個人住民税の増加額 国民健康保険の 保険料(税)算定額 高齢者のいる世帯 高齢者のいない世 帯	580億円 434億円 +3,059円 ▲1,463円	・理論的には世代間・世代内のバランスが一定程度改善するはずだが、財政への影響が小さく、実際にはほとんど影響がない。
ケ-ズ3-C	65歳以上と65歳未満の控除を等しくする	所得税の増加額 個人住民税の増加額 国民健康保険の 保険料(税)算定額 高齢者のいる世帯 高齢者のいない世 帯	1,620億円 1,211億円 +8,383円 ▲4,009円	・世代間のバランスは確保できる。
ケ-ズ4-A	1,000万円の所得制限を導入	所得税の増加額 個人住民税の増加額 国民健康保険の 保険料(税)算定額 高齢者のいる世帯 高齢者のいない世 帯	890億円 203億円 +1,441円 ▲689円	・世代間バランス論や入口・出口論の解決策にはならない。 ・高額所得者優遇論に關しても、除外される対象者がほどんど発生しない。
ケ-ズ4-B	500万円の所得制限を導入	所得税の増加額 個人住民税の増加額 国民健康保険の 保険料(税)算定額 高齢者のいる世帯 高齢者のいない世 帯	1,840億円 610億円 +4,283円 ▲2,048円	・世代間バランス論や入口・出口論の解決策となるかは微妙。 ・高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。

図表3-33 公的年金等控除の具体的見直し案とその評価（3／3）

具体的見直し内容		財政的影響等		指摘事項との関係
ケ-8番号 ケ-8-5-A	所得税の増加額 個人住民税の増加額	2,469億円 1,128億円	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	・世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。 ・高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	+7,822円 ▲3,740円	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	
ケ-8-5-B	所得税の増加額 個人住民税の増加額	3,862億円 2,326億円	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	・世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。 ・高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。
	国民健康保険の 保険料（税）算定額	+15,709円 ▲7,512円	高齢者のいる世帯 高齢者のいない世帯	

## (2) 今後の検討課題

公的年金等控除の見直しに伴い、今後検討すべき制度の仕組みや考え方の課題について、以下で整理する。

### ①公的年金等控除の見直しにより影響が生ずる事項

公的年金等控除の見直しにより、控除水準が低下すると課税ベースとしての合計所得金額が増える。これにより、所得税額の増加に加え、合計所得金額に応じて保険料が設定されているため影響が生ずる事項として、個人道府県民税と個人市町村民税及び国民健康保険の保険料（税）についての試算を行った。

ただし、個人道府県民税と個人市町村民税の試算の前提条件としては、現行の税率を変更せず、単純にどの程度税額に影響を与えるかを検討した。一方、国民健康保険の保険料（税）の試算の前提条件としては、保険料（税）の総合計金額は変わらない、つまり、制度変更により保険料（税）の按分率を見直すものとした。もし、保険料（税）の按分率を変更しなければ、所得税や個人住民税と同様に、合計所得金額が増えた分だけ、保険料（税）も増加する。

制度変更をするかしないかのどちらを前提条件としても、具体的に制度へ移行する際には、税額や保険料の算定式、税率や所得金額の区分、何らかの負担軽減措置などの検討が必要である。

また、2000年4月から施行されている介護保険も国民健康保険と同様に影響を受けると考えられる。統計データの整備・蓄積により、介護保険についても今後その影響について試算の必要がある。

### ②公的年金等控除の見直す際に考慮すべき事項

公的年金等控除の見直しは、主に世代間及び世代内のバランスの観点から、その不均衡の是正を試みたものであるが、年金課税の制度変更にあたっては、以下のような事項も考慮することが必要である。

#### a. 年金課税全体からの考慮

給付時の公的年金等控除を見直す際は、拠出時・運用時の各段階での課税も含めた年金課税全体について、他の所得税制等とのバランスを総合的に勘案することが必要と考えられる。

#### b. 高齢者への配慮

年金課税の見直しは主として高齢者に多大な影響を及ぼす。今回検討した公的年金等控除の見直しについても、増税を意図したものではなく、あくまで税体系の不均衡を是正することが目的であったが、年金課税の制度変更にあたっては、十分な経過措置を講じること等によりその影響に配慮すること

が必要である。加えて、老年者控除等の人的控除や医療費控除のような他の税制措置も踏まえて、真に手を差し伸べるべき高齢者への配慮について別途検討することも必要である。

## **参考資料 1**

### **年金課税に関する提言事項一覧**

## 年金課税に関する提言事項一覧

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
麻生 良文 「公的年金課税と課税ペースの漏れ」 (1995, 経済研究)	<ul style="list-style-type: none"><li>公的年金の性格を年金保険、所得移転、両者の混在に分けて考えると、現状は混在である。しかし、どのような性格付けからしても、租税原則からは乖離しており、是正が必要。</li><li>公的年金等控除を廃止して、給付時の課税を完全なものにする必要がある。給付は貯蓄の引き出しと同等であり課税されるべき。年金給付を控除の対象にしてはならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>租税原則より (吉牟田論文の欄を参照)</li><li>個人年金は、拠出時、運用益とともに課税される(所得型の課税)。しかし、実質的に課税されない公的年金を通じて僨約する人と、個人年金や通常の貯蓄手段を用いて僨約する人との間で不公平が生じる。個人は、公的年金の拠出額を自由に選べないので、拠出額の大きさによる不公平が生じている。</li><li>試算結果によると、戦後生まれの世代では、各世代とも平均で生涯所得の20%相当額が課税ペースから漏れており、絶対額で見れば高額所得者は課税ペースの漏れが大きい。</li></ul>

<p>麻生 良文 「効率性・公平性からみた年金税制のあり方」 (1994, 高齢化社会における社会保障周辺施策に関する 社会理論研究事業 ((財) 長寿社会開発センター))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公平性の観点から、全体としての租税原則と整合的な課税に改める必要がある。恒常所得に課税するという立場からは、支出税主義が妥当。</li> <li>効率性の観点からは、支出税型の課税が最も望ましい。</li> </ul>	<p>所得税は、利子に課税することにより、生涯の消費経路の異なる個人間にについて、税負担の不公平を招く。なお、公的年金は支出税主義、個人年金は所得税主義に基づく課税であり、両者は水平的公平を満たしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税は利子に課税するため、将来時点の労働所得の割引価値を高め（人的資産効果）、現時点の消費の拡大と貯蓄の減少をもたらす。つまり、資本蓄積に与える影響という点では、支出税や労働所得税の方が所得税より優れている。</li> </ul> <p>井堀 利宏 「年金改革と年金課税」 (税研 86 号 Vol. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立方式ならば、年金は貯蓄と同一であり、年金拠出段階での控除を廃止するか、給付段階での控除水準を見直すべき</li> <li>年金課税の税率は、短期的に高くすべき</li> <li>賦課方式を維持するのであれば、平均寿命を越える高齢者に対する極端な累進課税も正当化できる。(基本的な生活費までは非課税として、それを越える給付額に対して極端に累進的な税率を適用する)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>実質的に年金貯蓄に補助金を出しているのと同じ。 (積立部分と賦課部分をどう切り分けるか問題)</li> <li>短期的なストックの弾力性は小さいが、長期的にはストック形式の弾力性は大きくなる。我が国は高齢化・少子化の進展が急速であり、効率性の観点からも、年金給付に対する課税を強化するのは正当化される。</li> <li>給付の削減を年金課税によって実質的に達成することも可能。長生きリスクは、外生的な要因で決定されることが大きく、累進的に課税してもモラル・ハザードの弊害も少ない。</li> </ul>
---	---

<p>井堀 利宏 「租税構造における年金課税の意義と効果」 (季刊・社会保障研究 Vol.34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式を前提とするなら、あえて、捕捉に問題の多い保険料方式を前提とするよりは、税方式できちんと国民に広く負担を求めるべき。 (賦課方式なら、年金給付は、貯蓄収益と同一とはいえず、年金給付を削減、または課税強化する根拠も存在する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の賦課方式は受益と負担の対応関係が希薄</li> </ul>
<p>大田 弘子 「第9章 年金課税改革の方向」 (1990 税制改革の潮流)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適年の従業員負担分に社会保険料控除を適用し、全額非課税とする</li> <li>個人年金保険料の全額を所得控除の対象にする</li> <li>特別法人税を廃止する</li> <li>公的年金等控除を廃止する</li> <li>適格年金の給付は従業員拠出分を含めて全額に課税する</li> <li>個人年金の給付は、元本部分を含めて全額に課税する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的所得税と支出税の両方の考え方が混在していることには問題でない。公的年金のみが特別に優遇されていることは問題であり、企業年金、個人年金についても税制上の措置を整備し、各年金制度間の整合性をはかる必要がある(支出税の考え方と統一する)</li> </ul>
<p>北野 弘久 「年金課税のあり方」 (1994, 税法学の実践論的展開)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「年金所得」という特別の所得類型を設けて、公的年金所得の性格に鑑み、原則として非課税とされるべきである。少なくとも、生活扶助額までの公的年金については非課税とすべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額所得者である高齢者については、総合累進課税の原則の適用によつて対応できる</li> <li>また、社会保障給付の性格をもつ公的年金それ自体についてその性格上原則的に非課税がふさわしい</li> </ul>